

伊丹市多子世帯保育料軽減補助金交付要綱

伊丹市多子世帯保育料軽減補助金交付要綱の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、第2子及び第3子以降の保育料の一部について補助することにより、子育てにかかる経済的負担を軽減し、もって子育て環境の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育・保育 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育をいう。
- (2) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (3) 私立幼稚園 国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）、県及び市以外の者が設置する幼稚園をいう。
- (4) 保護者 対象子どもの保育料を納入する義務を負う者及びその者と同一の世帯（保護者と生計を一にする消費経済上の一単位をいい、居住を一にしていなくても、同一世帯と認定することが適当であるときは、一世帯とみなす。ただし、当該世帯に当該対象子どもの扶養義務者以外の者がいるときは、その者を除くものとする。）に属する者をいう。
- (5) 第2子 保護者と生計を一にする子ども（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者

を除く。)) のうち、年長の子どもから順に 2 人目の者をいう。

- (6) 第 3 子以降 保護者と生計を一にする子ども（保護者に監護される者，保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者，保護者に監護されていた者を除く。））のうち、年長の子どもから順に 3 人目以降の者をいう。

- (7) 対象子ども 教育・保育を利用する支給認定こども又は私立幼稚園に就園する子どものうち、第 2 子及び第 3 子以降の者をいう。ただし、次のア又はイに掲げる者を除く。

ア 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 14 条の複数の支給認定子ども等がいる支給認定保護者に係る特例又は第 14 条の 2 の複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る特例を受ける者

イ 伊丹市私立幼稚園奨励費補助金交付に関する規則（昭和 62 年 3 月 31 日規則第 17 号）別表の対象となる者（同規則別表 2（1）の項に定める世帯において、園児の保護者と生計を一にする者に 6 歳児，7 歳児及び 8 歳児がない場合の第 1 子に該当する園児以外）

- (8) 保育料 伊丹市子ども・子育て支援法施行細則（平成 27 年伊丹市規則第 27 号）に規定する保護者負担額又は私立幼稚園の学則（園則）に定められた入学料，授業料のうち、幼稚園就園奨励費補助金を控除した額。

- (9) 所得割の額 次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める額

ア 教育・保育を利用する支給認定子ども 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下同じ。）第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割（同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第 314 条の 7，第 314 条の 8 及び第 314 条の 9 並びに附則第 5 条第 3 項，附則第 5 条の 4 第 6 項，附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項，附則第 5

条の5第2項及び附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは，当該金額を加算した額とする。）。

イ 私立幼稚園に就園する子ども 地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額（同法附則第5条の4第6項，附則第5条の4の2第6項の規定による控除をされるべき金額があるときは，当該金額を加算した額とする。）。

（保育料の軽減）

第3条 市長は，市内に居住する対象子どもに係る保育料の一部について，第5条の規定による保護者からの申請に基づき，別表1により算出した金額を補助することにより軽減を行うものとする。

（所得制限）

第4条 保護者の所得割の額が別表2に定める額以上となる場合には，保育料の軽減の対象としないものとする。

（保護者による申請）

第5条 補助を受けようとする保護者は，当該年度の末日までに伊丹市多子世帯保育料軽減補助金申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（申立書の記入）

第6条 当該申請者と同一の世帯に属していない子どもを現に養育している保護者は，様式第1号裏面の申立書を記入しなければならない。

（補助金の交付決定及び交付方法）

第7条 市長は，第5条の規定により申請書を受理したときは，その内容を審査し，補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は，交付の可否を決定したときは，速やかに，その旨を伊丹市多子世帯保育料軽減補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は，前項の規定により交付を決定したときは，速やかに，当該申請者の指定する口座に振り込む方法又は窓口払いにより補助金を交付するものとする。

(異動の報告)

第8条 補助金の交付申請を行った保護者が、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに異動届(様式第3号)により市長に報告しなければならない。

- (1) 対象子どもが退園、転園又は休園したとき。
- (2) 住所又は保護者に変更があったとき。
- (3) 保育料の免除又は減額を受けたとき。

(調査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付に関し必要な事項を調査し、又は申請者に報告を求めることができる。

(補助金の交付決定の取り消し)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に関して付した条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかにその旨を伊丹市多子世帯保育料軽減補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、伊丹市多子世帯保育料軽減補助金返還命令書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(細則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか，この要綱の施行に関し必要な事項は，市長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は，平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(保育料の軽減に関する経過措置)

2 平成 2 8 年度中に限り，第 2 条第 7 号ただし書の規定の対象となる者のうち，満 1 8 歳未満の子ども（ただし，1 8 歳に達する日以降の最初の 3 月 3 1 日までの間を含む。）で，年長の子どもから順に 3 人目以降の子ども（平成 2 7 年 3 月 3 1 日から継続して教育・保育及び私立幼稚園を利用しており，ひょうご保育料軽減事業実施要綱（市町）付則第 2 項による廃止前のひょうご多子世帯保育料軽減事業実施要綱（子どものための教育・保育給付を受ける施設，事業）及びひょうご保育料軽減事業実施要綱（子どものための教育・保育給付を受けない事業所内保育施設及び国立大学附属幼稚園）による廃止前のひょうご多子世帯保育料軽減事業実施要綱（子どものための教育・保育給付を受けない幼稚園）の対象児童に限る。（付則別表において「特例子ども」という。））については，同ただし書の規定を適用しない。この場合において，第 3 条中「別表 1」とあるのは「付則別表 1」と，「別表 2」とあるのは「付則別表 2」と読み替えるものとする。

付則別表 1 (第 3 条 関係)

特例子ども	<p>特例子ども 1 人につき，保育料の月額 5,000 円を超える額（100 円未満の端数切り捨て）。ただし，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額を上限とする。</p> <p>(1) 満 3 歳未満の子ども 5,500 円</p> <p>(2) 満 3 歳以上の子ども 4,000 円</p>
-------	--

備考 法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの上記区分における年齢は，教育・保育の提供を受けた年度の初日の前日における年齢を適用するものとし，その子どもが当該年度の途中で 3 歳に達した場合においても，その年度中に限り 3 歳未満と見なすものとする。

付則別表 2 (第 4 条 関係)

区分	軽減の対象としない保護者の所得
教育・保育を利用する場合	<p>特例子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が 4 月から 8 月までの間である場合にあっては，その前年度）について課された所得割の額を合算した額</p> <p>119,000 円</p>
私立幼稚園に就園する場合	<p>特例子どもが当該私立幼稚園に就園した月の属する年度について課された所得割の額を合算した額 119,000 円</p>

別表 1 (第 3 条 関係)

区分	補助基本額
----	-------

第2子	<p>対象子ども1人につき，保育料の月額5,000円を超える額（100円未満の端数切り捨て）。ただし，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額を上限とする。</p> <p>(1) 満3歳未満の子ども 4,500円</p> <p>(2) 満3歳以上の子ども 3,000円</p>
第3子以降	<p>対象子ども1人につき，保育料の月額5,000円を超える額（100円未満の端数切り捨て）。ただし，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額を上限とする。</p> <p>(1) 満3歳未満の子ども 5,500円</p> <p>(2) 満3歳以上の子ども 4,000円</p>

備考 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの上記年齢区分における年齢は，教育・保育の提供を受けた年度の初日の前日における年齢を適用するものとし，その子どもが当該年度の途中で3歳に達した場合においても，その年度中に限り3歳未満と見なすものとする。

別表2（第4条関係）

区分	軽減の対象としない保護者の所得
教育・保育を利用する場合	<p>対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては，その前年度）について課された所得割の額を合算した額</p> <p>169,000円</p>
私立幼稚園に就園する場合	<p>対象子どもが当該私立幼稚園に就園した月の属する年度について課された所得割の額を合算した額 169,000円</p>